

平成28年度 第2回北海道男女平等参画審議会議事録

日時 平成28年10月20日（木）13：30～15：30
場所 道庁別館 地下1階 大会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 報告事項

①第2次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について

(2) 審議事項

①第2次北海道男女平等参画基本計画に基づく平成29年度重点事項

②第3次北海道男女平等参画基本計画の策定について

③専門部会の設置について

(3) その他

3 閉 会

1. 開 会

○三角女性支援室長 皆様、こんにちは。

大変お天気の悪い中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、平成28年度第2回北海道男女平等参画審議会を開催いたします。

本日は、全15名の委員の皆様のうち、10名のご出席をいただいております。委員の2分の1以上が出席されておりますので、北海道男女平等参画推進条例第28条第2項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

また、本日は、オブザーバーとして、男女平等参画を推進するため、道庁内に設置している北海道男女平等参画推進本部の担当職員も出席しております。

次に、配付資料のご確認をさせていただきます。

皆様のお手元には、次第、審議会委員出席者名簿、推進本部幹事出席者名簿、配席図をお配りしております。また、資料1から8につきましては、先週、皆様にお送りさせていただいておりますが、資料2の1ページに誤りがございまして、1ページ目の第2次北海道男女平等参画基本計画体系及び平成28年度重点事項一覧につきましては、差しかえをお願いいたします。

また、資料3につきましても、ご提案いただいた委員の方のお名前に記載漏れがございましたので、こちらをあわせて差しかえをお願いいたします。

以上の資料がおそろいでしょうか。

それでは、これからの議事進行は広瀬会長にお願いしたいと思います。

2. 議 事

○広瀬会長 皆様、こんにちは。

それでは、議事の進行をさせていただきますが、きょうは議題の量が非常に多いものですから、皆様のご協力をいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、最初の議題の第2次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について、事務局から説明願います。

○事務局 それでは、報告事項1の第2次北海道男女平等参画基本計画の推進状況についてご報告いたします。

資料1をごらんください。

このことについては、昨年度の1回目の審議会において説明させていただいたところですが、変られた委員もおりますので、簡単にご説明させていただきます。

この第2次北海道男女平等参画基本計画の推進状況につきましては、北海道男女平等参画推進条例に基づき、毎年度、公表することとなっております。計画の体系については、第2次北海道男女平等参画基本計画において三つの目標と13の基本方向や40の施策の方向を定めているところでございます。

具体的には、資料2の1ページ目に体系と重点事項を体系化した表がありますが、こちらがわかりやすいかと思えます。

資料1に戻りまして、3番目の計画の推進状況でございますが、道では、推進状況を効果的に把握するため、二つの手法をとっております。

一つ目は、施策の方向の各項目ごとに指標項目を31項目、参考項目を62項目設定し、年度ごとの数値を比較してございます。参考項目につきましては、男女平等参画推進の状況把握のために参考となる項目でございまして、例えば、市町村における男女平等関連事業の件数や4年制大学の男女別進学率などでございます。

二つ目は、男女平等参画審議会の意見を踏まえながら、40の施策の方向の中から翌年度において重点的に取り組む事項を重点事項として決定してございます。

ちなみに、平成28年度は12の項目を重点項目とさせていただいているところでございます。

2ページ目からは、平成27年度末の指標項目、参考項目に沿いまして、男女平等参画基本計画の推進状況と関連施策の主なものを記載しておりますので、ご報告させていただきます。

まず、目標Ⅰの男女平等参画の実現に向けた意識の改革についてでございますが、上から男女共同参画社会、男女平等参画社会という言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合、男女平等参画社会などの言葉の浸透度でございますが、平成24年度は63.4%、平成19年度に比べて7.4ポイントの上昇でございます。

配偶者暴力防止法という言葉の浸透度は78.9%と平成14年度の調査と比較いたしますと30.8ポイントも大幅に上昇してございます。

なお、各指標項目については、毎年度統計がとれていないものもあり、直近のデータでご説明することをご理解いただきたいと思います。

また、これらの指標項目に関連する施策の主なものを抜粋して下のほうに付記しております。

資料2に各事業の概要を掲載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、3ページ目標Ⅱの家庭・職場・地域社会における男女平等参画の推進についてでございます。

子育てを支援する企業の割合ですが、こちらは次世代育成支援対策推進法に基づきまして、一般事業主行動計画を提出している団体等の割合でございます。

これは、従業員が100名を超える大企業に提出義務が課せられていますが、平成19年度に比べて4.6ポイント減少しております。

なお、100人以下の従業員を雇用する事業主については、同法により行動計画を策定し、届け出るよう努めなければならないとされております。

また、育児休業取得率が、女性は81.2%と昨年度に比べて6.7%落ちております。これは、就業環境実態調査から拾ったものですが、道内民間事業所の約5万5,000事業所から1,400事業所を抽出し実施したところ、平成26年度の回答数は556に対し、平成27年度の回答数は515と、回答数が減ったことと、運輸業や建設業などで平成26年度に比べ大幅に低くなっていることが要因と考えられます。

また、男性の取得率も4.0%と依然として低い状況でございます。

なお、2カ所訂正していただきたいところがございます。

表にある保育所入所待機児童数の平成27年度欄ですが、8,182人、平成26年4月1日となっておりますが、平成28年4月1日現在の数値が把握できましたので、ここを、94人、そして平成28年4月1日と修正をお願いいたします。

もう一カ所は、4ページの上段の主な関連施策のうち、上から四つ目の放課後児童クラブ設置促進事業につきましては、既に事業が終了しておりましたので、削除をお願いいたします。大変申しわけありませんでした。

続きまして、同じ4ページの目標Ⅲの多様なライフスタイルを可能にする環境の整備についてでございます。

道民カレッジの講座受講者数は平成19年度に比べ4万1,000人の増加、生涯学習に関する意識は、ここ最近では20%後半から30%前半で推移している状況でございます。

総じて、道の審議会等における女性委員の登用率や親子が集まる相談や情報の提供などを受けられる場である地域子育て支援拠点事業の実施数や放課後に仕事で昼間、保護者のいない子どもたちを対象に学校の空き教室や児童館など遊びの場を提供する放課後児童クラブの数など年々増加しています。また、保育所の受け入れ児童数もふえ、その分、保育所待機児童数が減っていることから、行政施策への女性の参画や安心して子どもを育てることが出来る環境づくりは充実しつつあります。

一方で、回答数が少なかったことや、回答のあった事業所規模の変動という理由もございますが、育児介護休業制度の普及率や、先ほどお話ししました女性の育児休業取得率について、ここ最近では低下傾向が見受けられます。

以上、資料1の概要について報告させていただきました。

先ほども申し上げましたが、各指標と事業の詳細、重点項目については資料2に記載がございますので、後ほど参照いただければと思います。

以上でございます。

○広瀬会長 ありがとうございます。

それでは、お手元にある資料1と資料2に関して、皆様から何かご質問はございますか。

○浦澤委員 資料1の2ページの主な指標項目の真ん中で、普通科高校在学中にインターンシップを経験した方がふえると男女平等参画の実現につながるというあたりがちょっとわからないので、これがふえるとどうして男女平等の実現に大きくつながるのか、簡単に説明していただけたいと思います。

○三角女性支援室長 申しわけありません。用意が整い次第、お答えいたします。

○広瀬会長 お答えは後でいただくことにしまして、ほかにかがでしょうか。

○佐々木委員 函館から来ました佐々木です。

北海道の中で市町村計画がなかなか進んでいないということを数年前に聞いて、渡島でもできるだけ市町村計画を進めるように各女性団体から行政に働きかけて計画を進めるように話をしてくださいという説明があったのですが、その後、道内で市町村計画がどのくらい伸びているのか、まだ達成されていないところがどのくらいあるのかをお聞きしたいと思います。

また、質問ついでに、道庁の中で育児休業をとられた男性は何人いらっしゃるのか、わかる資料があればお知らせいただきたいと思います。

○事務局 まず、男女共同参画の市町村計画につきましては、現時点で全道179市町村あるのですが、今のところ45市町村で策定しております。昨日一つふえまして46市町村になったのですが、25%か26%の策定率ということで、全国的に見てもかなり低く、最下位という状況です。

平成26年度あたりから、男女共同参画が、女性の活躍を推進する基礎となることから、市町村に対しても計画の策定について強力に働きかけております。平成26年度は振興局が中心となって働きかけをしており、昨年度からは、本庁からも市町村に出向きまして、市町村長に対して、直接、策定するよう働きかけをしております。

実は、昨年度の働きかけの成果と言っていいのでしょうか、今年度中に策定を手がけると言っていたところは18市町村となっております。これまでは1年間に一つ増えるか増えないかという感じだったのですが、今のところ、それくらいの成果が見えてきております。ただ、依然として策定率が低いのは事実ですので、市町村に直接働きかけをしていくという取り組みは今後も続けていかなければならないと考えております。

それから、資料2の2ページをごらんいただきたいのですが、真ん中よりちょっと上の5番に道の男性職員の育児休業の取得率がありまして、平成27年度は3.7%になっています。

○広瀬会長 よろしいでしょうか。

○山田委員 今の市町村計画のことで、前々からお聞きしたかったのですが、計画が策定できていない理由が幾つか挙げられているのであれば、教えていただきたいと思います。

○事務局 いろいろな要因があると思います。まず一つ、事務的なことから言いますと、市町村の体制の問題があります。市町村は、現在、担当する職員の数の問題もありますが、いろいろな業務を抱えています。あるいは、努力義務、義務を含めて、さまざまな計画づくりをしなければいけないという役場としての事務的な事情があります。また、住民の意識の問題もあると思います。男女平等参画、男女共同参画の計画の策定の必要性をなかなか認識されていないという問題があります。それは、市町村のほうで意識改革をしていく必要があると思いますが、住民の中にその意識がなかなかないということで、住民への説明や関係団体との合意形成に時間がかかるなどの事情があると伺っています。

一番大きいのは、最初に言いました事務的な要因ではないかと思います。

○広瀬会長 よろしいでしょうか。

○山田委員 はい。

○広瀬会長 ほかによろしいでしょうか。

○判辺委員 苦小牧の判辺です。

3ページに指標がありまして、ほとんどがいいほうに改善されている中、子育てを支援する企業の割合について、先ほどは回答が少ないからというお話がありましたが、大企業が下がって、中小企業が上がっています。そうすると、平成19年度の99.3%はすごく高い感じがします。これだけ一生懸命やっているのに数字が下がるというのは、何となく納得できないのです。回答が少ないというのは道民に向かって言えることなのかどうか。

○高山副会長 今回のことに関連して、全体の回答数は実際にどれくらいなのか、わかりますか。

最初に言われた回答数が少ないというのは、そのときどきのサンプルが少ないので、そのときにとった業種や会社の大きさによって年度ごとに開きができるという意味合いだと思ったのです。網羅的にいろいろなところから回答をいただければ、比較的ぶれが少ないと思います。その辺が若干少ないという意味合いでよろしいですか。

○事務局 今、数値を持ち合わせておりませんので、後日回答いたします。

○広瀬会長 判辺委員、よろしいですか。

○判辺委員 わかりました。後日でいいです。

○事務局 後日確認してご連絡したいと思います。

○広瀬会長 そのようにお願いします。

ほかになければ、時間が押していますので、次の議題に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 それでは、平成28年度の重点事項について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、重点事項についてご説明させていただきます。

資料3をごらんください。

重点事項につきましては、道の基本計画の体系の13項目の基本方向、それにぶら下がる40項目の施策の方向の中から、来年度の重点事項を選定するわけですが、今回、皆様方から事前にいただいた調書をもとに整理したところ、重複分を含めまして9項目の基本方向とそれにぶら下がる16項目の施策の方向を選定いただいております。

次に、資料4でございますが、皆様からいただいた選定の理由について、それぞれの項目ごとにまとめております。

続きまして、資料5でございますが、資料4の選定理由に基づきまして重点事項に関する審議会意見案をまとめなければいけないのですけれども、その議論のたたき台として事務局で整理しました。

この後、資料5をベースにご審議いただければと思います。

ポイントとしましては、資料5の各項目の内容欄ですが、選定理由に付随すると考えられる現計画の施策の方向です。また、ピンク色の基本計画にのっている取り組みの内容になるものですが、こちらに列記されている取り組み事項から引用して整理しております。

その下の選定理由の欄ですが、こちらは資料4で各委員の皆様からいただいた理由の内容をポイントを絞って整理したつもりです。項目によっては施策の方向の二つの項目をあわせた意見ということで整理しているものもございますが、選定理由の内容が二つの項目にまたがっていたり、内容的に連動していると思われるものについては、そのように整理させていただきました。今年度は特別ということではなく、例年、このように整理しているものでございます。

本日は、この資料5について内容をご審議いただき、必要な修正等があれば後日整理した上で最終的に審議会の意見としてまとめさせていただきたいと思っております。

その後、審議会の意見を踏まえまして、予定では11月頃に北海道男女平等参画推進本部において正式に重点事項として決定する予定でございます。

以上でございます。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

今説明がありましたように、審議会で審議する中心は資料5の文面です。皆様方も事前に読んでくださっている資料4にそれぞれの委員が重点項目を選択した理由が書いてありますので、これを踏まえて資料5がまとめられています。これから皆さんと意見交換をして、文言等の追加や修正があるかどうかについて審議したいと思います。この意見交換で最終の選定となりますので、よろしくお願いします。

意見交換の流れですが、全てについて皆様方から選択の理由を言っていただくと非常に長時間かかってしまいます。それぞれ既に読んでこられていると思いますし、自分が選択した意見も踏まえておられると思いますので、1項目についてお1人の方に発言していただきます。それも2分程度でお願いする形で進めさせていただきます。2項目以上まとめてある場合も同様の扱いにさせていただきますので、よろしくご協力ください。

それでは、資料5の目標I、基本方向1の広報・啓発活動の充実というところから審議いたします。

この項目は、お二人の委員が選定しておりますが、松本委員が欠席されており、野澤委員が選定されておりますので、何かご意見がございましたらお願いいたします。

○**野澤委員** 帯広市の野澤でございます。

今回の選定理由につきましては、資料5にあるとおりとなっております。選定にかかわる意見内容、項目についてそれぞれ網羅された形になっていると思います。

男女平等参画については、意識啓発が主になっておりますが、計画をつくるときには認識の形成が一つのきっかけといいますか、大事な入り口かと考えておりますので、こういう部分での広報活動、特に資料5の選定理由にあるように、北海道の本庁だけではなくなかなか難しい部分について、振興局でさらに積極的な発信を行うようにという理由になっているので、資料5にまとめた文案で構わないと思います。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

それでは、資料5の施策の方向(1)の内容と選定理由でお認めいただけますでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** それでは、次の項目に移ります。

施策の方向(4)メディア等における男女平等理念への配慮というところです。

ここは、推薦された委員がお二人とも欠席されておりますが、他の委員から文面について何か修正意見等がありましたら出していただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** それでは、施策の方向(4)は承認されたということで、次に進ませていただきます。

続きまして、施策の方向(5)国際交流・国際理解・国際協力の促進というところです。

これは、欠席されている遠藤委員が選定した項目です。この内容と選定理由の文面でよろしいかどうか、ご意見がありましたらお願いします。

これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** それでは、施策の方向（５）も了承したということで、次に進みます。

続いて、基本方向２の男女平等の視点に立った教育の推進です。施策の方向（２）の学校における男女平等教育の推進というところを浦澤委員と伴辺委員が選定されておりますので、どちらかお一方からご意見がありましたらお願いいたします。

○**浦澤委員** ここにあるとおりののですが、理念としては、ここにいらっしゃる皆さんはそのとおりに思われていると思いますけれども、現場で追いついていない部分が非常に気になります。ですから、具体策を何か出せないかということで、今回、例として二つ挙げさせていただきました。

一つ目は、昨年もこの会議で出たような気がしますが、混合名簿をもう少し進めていけないかということです。私たちの世代は、名前を呼ばれるときに、ずっと男子が先で女子が後だったのです。それくらいはいいではないかとおっしゃる方もいるのですが、小さいときから男の後につくというのが身につくとなかなかとれないところがあるので、小さなことかもしれませんが、そういうことから変えていけないかということです。

もう一つ気になっているのは、「ちゃん」「くん」です。女の子は〇〇ちゃん、男の子は〇〇くんというのが幼稚園とか保育園からずっと続いております。それは、公的な場の児童会の会議や卒業式でも女の子は「ちゃん」で男の子は「くん」だったりします。きちんとした場では、みんな平等に、尊敬の念をもって「さん」とするというを進めていけたらいいなと思います。これは一つの例ですが、もっといいものがあつたら、具体的な取り組みをどんどん働きかけていって、目に見えるものにしていったらいいのではないかという思いで書きました。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

今、意見を述べていただきましたけれども、私は文面で気になっているところがあります。選定理由で、「学校教育においては」で始まっていますね。その後に、「未だ教育現場においては」とあるのです。ここは、むしろ、「学校教育は人権の尊重や男女平等参画に関する認識を深める重要な場であるが」でいいのではないかと思います。

続きまして、施策の方向（３）社会における男女平等教育の推進です。

ここは、欠席されている三浦委員が選定された項目です。この内容と選定理由に関して、何かご意見がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** それでは、この文言で承認されたということで、次に移らせていただきます。

２ページに行きまして、目標Ⅱの基本方向１の施策の方法（２）役職等への女性の登用の促進ということです。これは、堂前委員と木村委員が選定した項目ですので、堂前委員、ご意見がありましたらお願いいたします。

○**堂前委員** 江別市の堂前です。

役職等への女性の登用の促進ということで、皆さんご存じのとおり、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が施行されまして、一定規模の事業所などについては、具体的な数値目標を盛り込んだ事業計画を恐らく４月頃に策定していることと思います。当市においても、計画を策定しまして、今後１０年間における目標として、女性管理職の登用率について具体的な数値で出しているところです。しかしながら、官民を問わず、女性の管理職への登用数、率についてはまだまだ少ない状況にございます。その阻害要因はいろいろあると思います。女性が出産、育児という中でなかなか継続した就労体系が構築できない部分もあるかもしれません。

その阻害要因の一つとして、先ほどの報告の資料１の３ページの待機児童数です。保育所の入所待機児童数は、平成１９年で５３２人、ことしの４月現在で９４人ということで、すばらしく

減っております。ただ、これは、多分、国が定める待機児童の数ではないかと思うのです。市内でどこかにあきがあれば、そこに入ってくださいと、そこに地理的な問題や利用者の事情によって、空きがある保育園に行けない方は待機としてはみなさない、そういう数ではないかと推察します。当市においても、国が定める待機児童数は現状でゼロだと聞いておりますが、新聞報道、マスコミ等でも話題になっている潜在的な待機児童数は当市にも相当数いらっしゃるようです。そういった、いわば形式的な部分の改善は見られても、実質的な阻害要因はまだ多いのではないかと考えております。

そういう、さまざまな阻害要因を分析した上で、各事業所等が定めた数値目標を将来実現できるような具体的な取り組みについて今後検討が必要ではないかと思ひまして、こちらを挙げさせていただきます。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

これは、女性活躍推進法にも絡んでくる項目ですので、きちんと重点項目に挙げていくことは意味があると思ひます。

施策の方向（２）の内容と選定理由について、文面について何かご意見はございませんか。

私から、ここはこう修正したほうがいいのではないかという意見があるのですが、少し複雑なので後で申し上げます。

続いて、基本方向２の男女の職業生活と家庭生活の両立の支援ということですが、ここで、施策の方向（１）と施策の方向（２）は基本的に内容が連動しておりますので、一つにまとめて審議したいと思ひます。

施策の方向（１）については、（２）については高山副会長と野澤委員が選定しております。高山副会長から意見をお願いします。

○**高山副会長** 私は、（２）の仕事と生活の調和に関する意識啓発ということについて意見を述べさせていただきます。

私のほうでは、女性が就業を継続するという視点の中で、ワーク・ライフ・バランスがとれた職場をつくっていくことが大変重要という意味でこの項目を選定させていただいておりますが、私が意図したことはこの内容、選定理由の中に落とし込まれていると思ひますので、この内容で結構でございます。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

それでは、施策の方向（１）と（２）に関する選定理由の文面については、よろしいでしょうか。

○**佐々木委員** この文章は、「仕事の生活の調和に」ですね。

○**広瀬会長** そうですね。「調和の」ではなくて「調和に」ですね。

ほかになければ、これで了承、確認するということではよろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**広瀬会長** ありがとうございます。

それでは、続いて、施策の方向（３）育児、介護の支援体制の充実というところですが。

ここについては、推薦された山崎委員、山田委員、佐々木委員、私も選定しております。

山崎委員、佐々木委員、どちらかご発言をお願いいたします。

○**山崎委員** 山崎でございます。

ここで暴力に関して話が出ておりますけれども、現場で見ていると、シェルターに逃げてくる方の多くが専業主婦ということもあり、皆さん、結婚、妊娠で仕事をやめて家庭内での経済格差が出てきているということがすごく大きな原因になっていると感じておりますので、この文言のとおりで私はいいと思っております。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

施策の方法（３）の選定理由の文言でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**広瀬会長** それでは、了承、確認したということで、次に移ります。

続いて、基本方向３の就労の場における男女平等の確保ということで、施策の方向（１）男女の均等な雇用機会と待遇の確保ということです。

これは、高山副会長と欠席されている三浦委員が選定されておりますので、高山副会長、お願いします。

○**高山副会長** 私が当初書いている理由としては、常用雇用する従業員３０１人以上の会社につきましては、今回の女性活躍推進法で事業主行動計画をつくることになっておりますが、それを下回る事業所につきましては、取り組みがおくれるおそれがあるということをもって、そこを底上げするためには、この項目について重点的に取り組んでいくべきということを理由として挙げており、同様のことがここに記載されておりますので、これで結構でございます。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

それでは、施策の方向（１）の内容と選定理由に関して、これでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**広瀬会長** それでは、了承いただいたということで、続きまして施策の方向（３）再就業への支援ですけれども、これは私が選定させていただきました。

理由を申し上げますと、意見にも書きましたとおり、日本は結婚や育児で離職する割合が非常に高い国で、子育てをしながら仕事を続けるのが非常に大変な国だということ世界的な評価もあります。結局、その後、復職しようとしても非正規職にしか復職できず、これが女性の再就職をためらわせている大きな原因だと私は思っております、ここを何とかできないかということがこの選定理由です。

再就職に向けた情報提供や、前に勤めていた会社が再び同じポストで復職させてくれるという保証がない限り、日本では女性は一度家に入ったら活躍できない社会なのです。そのあたりも含めて書いていただいておりますので、これで良いと思います。

ここの選定理由はこれでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**広瀬会長** それでは、次の項目に移ります。

施策の方向（４）多様な働き方への支援というところです。これについては、森崎委員が選定されておりますので、どうぞご意見をお願いします。

○**森崎委員** 釧路の森崎でございます。よろしくお願いいたします。

多様な働き方ということが、昨今、随分叫ばれているところですが、意識して書いたのは、女性だけの支援ではなく、社会的に男性も含めて男女の考え方をいま一度考え直すという意味も含めているつもりです。また、テレワークという書き方があります。私はあえてリモートワークと書きましたが、その違いがよくわかっていないのです。リモートワークのほうが大きくて、テレワークがその中にあるという考え方ようです。安倍首相はテレワークという言葉を使われているので、ここではテレワークなのかなという気がしています。テレワークというのは離れたところで仕事をすることだと思っておりますが、リモートワークというのは、そういうことも含めて、例えば在宅勤務とか在宅ワークというものもあります。テレワークという言葉の響きが、ど

うもパソコンを駆使して何かやらなくてはならない、そこで何かを管理するという感覚があると思いますが、普段、女性の相談支援をしている中で、いわゆるITを使いこなすことができる人は、私の体感では3割いるかいないかくらいだと思います。スマホは使うけれども、家にパソコンがないとか、そういうことで何かをやるとしたらパソコンを買わなくてはいけないとか、そういうふうになると、それを浸透させようという国の意識はわかるのですが、まだまだかなと思います。それよりも、内職も含めた在宅勤務ということ考えた多様な働き方があっていいと思って書きました。

○**広瀬会長** そうすると、ここのテレワークをリモートワークにさせていただきたいということですね。

○**森崎委員** 言葉としてはリモートワークのほうがいいと思います。

○**広瀬会長** 概念としては、リモートワークのほうが広いということですね。これはご検討いただければと思います。

ほかの委員の皆様は、施策の方向（4）に関して何かご意見はございますか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**広瀬会長** それでは、テレワークを検討するというところでお願いします。

続きまして、基本方向5の地域社会における男女平等参画の促進ということで、施策の方向（3）地域リーダーの養成ということで選定されたのは、欠席されている松本委員と佐々木委員ですので、佐々木委員にご意見をお願いいたします。

○**佐々木委員** 私は、日ごろ、女性団体活動をさせていただいている中で、本当に研修の場がないのです。何か自分で勉強したいと思って札幌、東京に行くにも、自費で行かなければなりません。昔は、道庁から、こういう研修があるけれども、受けてみませんかという情報が来て、補助していただいて、それこそ何十年も前は外国まで行ったという方が函館にも数名いらっしゃって、その方たちが基盤をつくってきています。私どもの団体もことしで31年目を迎えましたけれども、その後のリーダーが全く育っていないのです。現在、70歳後半から80歳の方たちは、全盛期に北海道が一生懸命女性を育てようとお金をたくさん使ってくださった時代に教育された方で、その後、60代の方たちにほぼリーダーがいらっしゃらない状態です。今、私は50代ですが、この間が埋められない状態です。

先進的な教育を受けてこられた方たちは、その後も同じ理念で団体活動を続けたいと思っても、下が育っていないので、それが伝えられず、結局、団体運営をするときにも、自分たちはどんどん高齢化していくけれども、世代交代ができないでいます。北海道内の中でも女性団体はどんどん疲弊して、役員が高齢化して、どんどん衰退しています。北海道には、男女平等参画推進員が各振興局にいらっしゃって、その方たちが中心になって市町村にくまなく行って、そういう方たちを一生懸命育てるような作業をしてくださればいいのですが、実際になられている方に聞きますと、私の仕事はDV相談員ですと堂々と言われるのです。そうではなくて、男女平等参画推進員なのだから、そのことをもっと真摯にやっていただきたいと思うのですが、受けられた方が、机について、電話が鳴ったらDVの相談を受けている、それが私の仕事ですということをおっしゃるような状況です。

そういう状況で男女平等参画の市町村計画を進めようと思っても、その前に地元でそういう考えが根づかないのです。ですから、ここでたくさん議論していますが、実際に地元で活動している私たちにはこの内容は全く伝わっていません。道庁の方たちが一生懸命文書をつくって、たくさんいい資料をつくっていただいて、情報をたくさん流していただいても、実際に育ってほしい人のところには何にも情報が伝わっていないのです。そういう中で、私も日ごろ、どのようにこれをみんなに伝えていったらいいかということで、本当に苦労して頑張っているのですが、なかなか浸透していないのです。ですから、本当に本気を出して施策を進めるのであれば、各地域のリーダーを育てて、そのリーダーさんが地域を育てていくところまで手を差し伸べてい

ただかなければいけないと思います。

去年も言いましたけれども、道庁の方が本気を出して、地域のリーダーを育てるためにもっとお金を使っていたらいいと思ってこれを書きました。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

地域は非常に切実な課題を抱えていると思います。それは計画づくりも含めてです。

地域リーダーの養成、研修等の充実を図るとしっかり書いていますし、リーダーの育成が必要であると書いてありますので、これをぜひ実体化する方向で道に進めていただきたいと思います。

これについては、よろしいですね。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**伴辺委員** 私の所属している団体も30年以上たちましたが、要請を始めてから十何年もかかって実現しました。市長と語る会を毎年行い、要請してきました。その間、男女平等に関する懸垂幕を市役所等に掲げていただきました。また、市長が語る男女平等参画社会講座には企業の方々に参加していただき、開催し、講座の中で市長は宣言に向け進むとおっしゃっていただき進んでいきました。これは、毎年、要請してきた結果だと思います。来年は日本女性会議が開催されます。毎年、男女平等参画社会の実現を言い続けています。

このようなわけで、気運がすごく盛り上がっています。都市宣言は苫小牧が道内では初めてですが、本州では何年も前に都市宣言を行っているところは、そういう感覚が余りないのではないかと感じました。私たちのところは、都市宣言をし、さらに日本女性会議が来年開催されるということで、市民に対して、今がチャンスなので、企業にも協力をいただいて進めている状況です。

ぜひ、頑張ってください。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

それでは、基本方向6の男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶ということで、施策の方向(1)の男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取り組みの充実というところですが、堂前委員と山崎委員が選定されております。どうでしょうか。

○**山崎委員** DVに関しては、私どもは20年取り組んでいるのですが、相談件数は右肩上がりです。ずっとふえておりますし、保護件数も減っていないということで、実際の数字としては減っていない上、警察がかかわる事件がふえている状況です。

道のほうでDV施策ということで重点を置くということですが、私が心配しているのは、今までは高校などに道の出前講座ということで、デートDVの講座を道が補助して行かせてもらっていたのですが、予算の関係で切られてしまって、その後、札幌市内の道立高校は札幌市が出前講座ということで送ってくれています。札幌市内の高校はいいのですが、市外の高校は自費で呼んでくれる、数もだんだん減ってくる、でも、DVを減らすというのは若年層への啓発がすごく大きくなっていると思いますので、ここの文言に若年層への啓発も含めてというものをどこかに入れていただいて、出前講座の復活をお願いしたいと思います。道は予算的に苦しいのはよくわかっているのですが、これは北海道の将来にもかかわることですので、ぜひ文言を一言入れて、出前講座の復活をお願いします。先生の講座ではなくて、実際に講師を派遣する講座をお願いしたいと思います。

○**広瀬会長** 今、ご意見がございましたが、若年者への啓発ということを入れたらいいということですので、ご検討をお願いいたします。

そのほかにご意見はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** それでは、施策の方向（１）は了承、確認したということで次に移ります。

続きまして、目標Ⅲの多様なライフスタイルを可能にする環境の整備ということで、基本方向３の高齢者等が安心して暮らせる環境の整備の施策の方向（１）生きがいと社会参加の促進という項目が選定されております。

これは、欠席されている武田委員と浦澤委員が選定しておりますので、浦澤委員、ご意見をお願いいたします。

○**浦澤委員** 最近、私の父親が老人の世代になり、いろいろ問題を起こして、市でやっている認知症のカフェに顔を出したり、社会福祉の方と話をしたり、ケアマネジャーさんをつけていただいているいろいろな申請をしたりという、今までテレビで見ていたようなことが自分の身に起っています。それと同時に、自分の仕事のところでもいろいろな相談を受けるのですが、老人の男性の生き方というか、退職後は孤立して行って、ちょっとおかしいんじゃないか、大丈夫なのだろうかという方たちが、認知症の診断も受けずにいらっしゃるということを目にすることがあります。年をとられてから、女性と男性の元気に差があるなど痛感しております。

女性の方は、いろいろな社会活動にどんどん参加して、知らない方でも、うちでも何か催し物をしたら電話がかかってくる、やらせてくださいというのは、９８％くらいは女性で、男性はほとんどいらっしゃいません。男性は家で一人でいらっしゃることが多いのかなと思います。男性に限らないですが、男女平等という意味では、男性に限らないですが、孤立する老人を一人にしないような取り組みが大変必要だなということで選びました。

私の意図を酌んでいただいていると思いますので、これでいいと思います。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

施策の方向（１）の内容、選定理由のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**広瀬会長** それでは、基本方向４の相談・支援機能の充実というところで、施策の方向（１）相談業務の充実という項目が選定されております。

これは、遠藤委員と森崎委員が選定されておりますので、森崎委員、ご意見をお願いいたします。

○**森崎委員** 鬱がすごく取り上げられたときに、自殺者が毎年３万人も出ているということで、各地で自殺ゲートキーパーを育成していると思います。隣の人にでも話ができるというか、自殺ゲートキーパーが育成されたことでどれくらいの効果が出ているのか、数字は少なくなっているようですが、それとイコールになっているかどうかわかりませんが、釧路でその研修をしたときに、各会場に１００人以上の方がいらしているのです。そうすると、意識づけができるのです。研修を１回か２回受けただけで誰かの相談を受けられるかというわけではないと思いますが、その意識が高まるかなという気がします。

ハローワークで相談する中でも、ハローワークはお仕事探しをするところだという大義名分があって行けると言うのです。すごくDVを受けているという状況でしたら、その相談で行けるのですが、そうでなければ、心理的に困ってしまったり、精神科や心療内科に行きたいのだけれども、待ちが１年以上もあるとか、釧路では全く受診もできない状態です。ですから、そうになってしまう前に、隣近所というか、誰にでも話ができるというか、余りハードルが高くない窓口ですね。わざわざ相談に行くということではないような体制ができればいいなという思いで書きました。

文章としては、まとまっていると思います。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

この内容と選定理由でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** ありがとうございます。

以上で、資料5の意見案について審議をいたしました。内容については、これまで出された意見に基づいて修正いたします。細かな点や表現の統一などにつきましては、私と副会長と事務局で最終調整を行いたいと思いますので、ご一任いただいでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** 以上で審議事項①は終了いたします。

それでは、審議事項②の第3次男女平等参画基本計画の策定についてでございます。

これについては、前回の審議会において基本的な考え方等の説明を受けたところです。今回は、第3次男女平等参画基本計画の方向について意見交換をしたいと思います。

最初に、第3次男女平等参画基本計画の策定方針について、事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局** 事務局から報告させていただきますが、その前に、先ほどご質問があった件を解決しておきたいと思っております。

先ほど、インターンシップのお話がありました。インターンシップの指標項目が男女平等参画基本計画のどこに関連しているかという、計画書の中の目標Iの基本方向2に当たります。ピンクの本の33ページを見ていただきたいのですが、下のほうに目指す方向とありまして、その一番最後に、生涯にわたって家庭や学校、社会などあらゆる機会、あらゆる場所において男女平等の教育、学習機会の充実を図りますと書いています。

実は、インターンシップの関係の数値目標につきましては、この計画ができました平成20年の3月当初には目標としてなかった項目です。その後、平成23年度に指標項目の見直しを行った際に、この数値を定めたということです。

そのときに、なぜこの数値目標を持ってきたかという、通常、高校生は学校と家庭で生活されているので、早い段階で社会における男女平等参画について社会勉強をしていただくという観点から、インターンシップに関する数値目標を入れております。

インターンシップについては、北海道教育推進計画において定められておりまして、高校生の早い段階から社会勉強として男女平等参画を実態として勉強していただくため、そういうところでできるだけ参加していただくということで、平成23年に審議会でご議論いただいた中で追加しております。

それでは、資料6と7で説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料6をごらんいただきたいと思っております。

第3次北海道男女平等参画基本計画の策定方針についてです。

まず、一つ目として、第2次北海道男女平等参画基本計画、現行計画をベースとするという基本的な方針を定めます。ただ、次の点に留意をしていきたいと考えております。

まず、一つ目の丸ですが、現行計画に基づく本道の男女平等参画の推進における課題や将来展望を踏まえまして、特に取り組みを強化する事項については、その内容の充実に努めていくということです。

それから、一体性のある項目、類似した項目を統合、組みかえ等によりシンプルでわかりやすくすることに配慮した項目立てとし、内容につきましても、道民が理解しやすい表記に心がけ、できるだけ枠や表などを用いることを通じて視覚にも訴えていくわかりやすい計画にしていきたいと考えております。

二つ目ですが、国の第4次男女共同参画基本計画で改めて強調している視点のうち、次期計画に盛り込む視点を検討していきますということで、事務局としては次の2点を新設していくのはどうかという案を載せております。

まず、防災・災害復興における男女平等参画の促進です。これは仮称としておりますが、理由

としましては、東日本大震災時の経験、教訓を踏まえまして、防災・復興施策へ男女平等参画の視点を導入する必要があると考えております。現行計画では、防災という単語だけが出ているような状況です。

もう一つは、貧困など生活上の困難に直面している女性等への支援です。これも仮称ですが、これを加えることを検討したいということです。

理由としましては、母子家庭、ひとり親等、生活上困難に陥りやすい女性が増加している中で、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細やかな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進めていく必要があるということが理由です。

こちらも、現行計画におきましては、目標Ⅱの中に簡単に触れられておりますが、そういうものでは不十分ではないかというのが事務局としての考えです。

三つ目は、目標の整理ということです。

現行計画におきましては、目標Ⅰとして男女平等参画の実現に向けた意識の改革、目標Ⅱとして家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進、目標Ⅲとして多様なライフスタイルを可能とする環境の整備となっております。

次期計画につきましては、次にポイントと書いているところのとおり整理していきたいと考えております。

まず一つ目は、現行計画では家庭、地域社会における啓発等の類似の内容が目標ⅠとⅡに混在している状況ですから、目標Ⅰにつきましては、道民への啓発、教育などによる意識改革に関すること、目標Ⅱにつきましては、職場や地域社会における環境づくりにかかわる内容ということで、目標を明確に分けたいと考えております。

目標Ⅰではそのまま同じ目標を掲げますけれども、目標Ⅱにつきましては、今まで家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進だったのですが、これを男女がともに活躍できる環境づくりと、これも仮称ですけれども、そのようにしていきたいと考えています。

目標Ⅲの関係ですが、近年、人口減少、少子高齢化、家族の多様化など私たちを取り巻く環境が大きく変わっていく中、DV、性犯罪など、女性に対する暴力が依然として深刻であり、経済的に困難な状況に置かれている女性も増加しているということから、全ての人が安心して暮らせる社会づくりの構築が求められているということで、目標Ⅲにつきましては、今までの多様なライフスタイルを可能とする環境の整備を、安心して暮らせる社会の実現としたいというのが事務局の案になります。

四つ目は、北海道女性活躍推進計画との一体化についてです。

女性活躍推進法に基づく北海道女性活躍推進計画につきましては、本年3月に単独計画として策定しておりますが、次期計画におきましては、その一部を北海道女性活躍推進計画として位置づけることにして、一体的に管理し、推進していくことにしたいと考えております。

具体的なイメージは後ほど資料7で御説明させていただきたいと思いますが、今のところ、推進計画に位置づける部分を設けたいと考えております。

五つ目は、審議会の意見の反映です。

これは、当たり前のことですが、資料6の2枚目に前回の7月にご意見をいただきました概要について、事務局で整理しまして、1枚物の表裏に記載しております。多くのご意見がございましたけれども、資料6の2枚目のとおり、8項目に整理しております。この中で、現行計画に書かれていないことが幾つかございました。資料6の一番最後に点線の四角で囲っているところです。

職場におけるセクハラ、パワハラの相談に関することや、暴力被害者の相談についての多言語化につきましては、現行計画にごございませんので、そういうものを検討する必要があると考えております。

資料6は詳しく説明いたしませんけれども、委員の皆様からこのようなご意見があったということです。

次に、資料7を見ていただきたいと思います。

次期計画の体系図の案を載せております。資料7の体系図の案につきましては、ぱっと見でシンプルになったというイメージは持っていただけるとは思いますが、1枚めくっていただきますと、A3判の縦型でかなり線が複雑に入り組んでいるのですが、左側が現行計画です。そして、

右側が第3次の次期計画の案ということで比較することができる形になっています。その横に統合や組みかえ、新設など書いてありますが、現行計画につきましては、項目数がかかなり多く、ダブっているところもかなりあったものですから、そういうものを整理しまして、よりシンプルに、わかりやすい形で統合しまして、このような形にしていきたいということです。

その右側に、目標Ⅱの一部分に基本方向1と基本方向2のところに女性活躍推進計画に位置づけるとしても書いておりますが、この部分が推進計画の一体化ということになります。

事務局としては、このような案を描いております。

さらに1枚めくっていただきますと、A3判横の資料があります。こちらは、他県の計画との比較表になっています。一番左側が北海道の現行計画で、その横の三つにつきましては、平成28年度から計画を改定されて実際に運用が始まっている、かつ、北海道と人口規模が比較的似ているところです。愛知は北海道より人口がかかなり多いのですが、福岡や兵庫につきましては、500万人くらいということで、北海道とほぼ同じくらいの人口規模です。

北海道の項目数と福岡や兵庫を見ていただければわかりますとおり、かなりシンプルになっています。愛知だけは細かく分けていますが、細かく分けるとどのように推進していくかがわかりづらいところもありますので、事務局としましては、福岡や兵庫に近いパターンで検討していきたいと考えております。

以上、事務局案ということで、資料6と資料7の説明を終わらせていただきます。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

それでは、今の説明に関して、大体の骨組みが示されたわけですがけれども、委員の皆様の意見をお聞きして、意見交換をしたいと思っております。まず、内容が非常に広範囲にわたっておりますので、発言される場合には、何についての質問あるいは意見かということをお聞きしたいと思っております。いかがでしょうか。

○**山崎委員** ⑦の多様化する暴力被害者の相談について、外国語の広報も取り入れてもらいたいというのは、私が出させていただいた意見だと思います。ありがとうございます。今まで現行計画にはない、取り組み内容ですがけれども、今後、相談窓口がわからないという外国籍の人や、聴覚障がい、視覚障がいの方に対する窓口に関する広報を情報提供されるように努めますと理解していいのでしょうか。

一番下に、過去に内閣府からのリーフレットを利用して周知を依頼しているとか、女性相談援助センターの外国人に対応できる仕組みが整備されているというのを利用して終わりということではなく、今後、新たに広報活動をするとう理解してよろしいのでしょうか。

○**事務局** まず、男女平等参画の基本計画につきましては、分野横断的に幅広く網羅しておりますので資料6の別紙の裏面をご覧くださいなのですが、DVの基本計画、平成26年7月に策定された第3次北海道配偶者暴力防止の基本計画に詳しく触れられておまして、この計画の内容の抜粋のような形で基本計画に書かれると思っております。実際の運用に関しては、DVの基本計画に基づいて行われていくこととなります。その基本計画の中にも、取り組みとして外国語や点字によるリーフレットの活用や日本語の理解が十分ではない外国人や障がいのある被害者への啓発の充実にも努めますということを書いておきますので、道としてもこういったことを踏まえて取り組んでいくことになるかと考えております。

○**広瀬会長** ほかにいかがでしょうか。

○**野澤委員** 資料6の別紙の扱いについて、取り組み内容でいろいろ書かれていると思いますが、2ページ目の8番目のデートDVに関して審議会意見に対する取り組み内容で書かれている説明文については、これまで、これだけやっているということなんでしょうか。それとも、こういう部分について、次期計画に具体的な事業を想定した中で文言の書きぶりが出てくるのか。

特に、リーフレット関係については、平成26年度、27年度に道内高校の1年生に配付したとなっておりますが、28年度の高校1年とか、29年以降の高校1年生に配付するような具体的

なお考えを持った中で、若年者のデートDVの予防の啓発につなげるという意味で捉えてよろしいでしょうか。

○事務局 まず、デートDVのリーフレットにつきましては、平成26年度、27年度に特別な予算がついております。リーフレットと同様のものをやるかどうかは、今の時点では何とも申し上げられません。若年層に対するDVの啓発につきましては、当然、次期計画の中にもうたっていくことになろうかと思えます。ただ、若年層に対するデートDVの防止につきましては、来年度以降、これと同じものではなく、別の形でやっていきたいと考えております。

○広瀬会長 ほかにいかがでしょうか。

○堂前委員 新計画の考え方をご説明いただいたのですが、新計画を検討するに当たりまして、現計画の総括といいますか、現計画のまとめといいますか、その考え方やスケジュールについて、現時点でご説明いただける場所がありましたらお願いしたいと思います。

○事務局 先ほどの策定方針の1番目の①にも書いたのですが、現行計画推進における課題も踏まえて次期計画を策定すると書かせていただいております。特に、推進状況を毎年調べて公表しておりますが、その中でも特に重要なものになかなか進んでいないというところは、第3次計画において内容をさらに推進させるとか、取り組みについて推進を図っていくとか、第3次計画策定の過程の中でやっていきたいと考えています。

○堂前委員 そうすると、いずれ、この審議会の中で現計画の総括というか、審議する機会があるということでしょうか。

○事務局 最終的にどのような資料でお示しできるかどうかは現時点では想定していませんが、当然、第3次計画をつくるに当たって、第2次計画に基づいてやってきたにもかかわらず、まだ進んでいないのはどういうところなのか、それが最終的に第3次計画にどのように反映されているのかということにつきましては、当然、資料の中でお示ししていく必要があると考えております。

○広瀬会長 ありがとうございます。
ほかにいかがでしょうか。

○佐々木委員 今度新たに入れていただける防災の件に関してですが、函館市でも私たちの団体が平成24年度から、男女共同参画の視点でということで、防災学習会を毎年開催してきていますが、函館でさえも男女共同参画の視点で防災とうたっても、行政の方は全くお越しになりませんし、呼びかけしても参加いただけない状況です。北海道の防災会議のメンバーを見ても、男性61名に対して女性が4名、函館の防災会議も男性が五十数名で女性が2人という状況です。函館市の防災会議でも女性が意見を言うような場ではないです。事務局からの説明を一方向的に聞くという感じですので、もし実現可能であるならば、北海道防災会議の中にも、できれば女性特別部会というものを設けて、女性が関係する団体のリーダーに集まっていただいて、もし北海道で災害が起きたときに、各地域で女性がどういう立場で防災、減災、復興支援にかかわっていくのかという具体的なことについて、女性同士でも情報交換や意見交換ができるような場をつくっていただけるとありがたいと思います。

女性だけではなく、男性にも知っていただきたいので、そういう機会をつくれるのならぜひお願いしたいと思います。

○広瀬会長 ありがとうございます。
ほかにいかがでしょうか。

私から一つです。新設の予定の項目ですね。貧困に苦しんでいる女性たちへの支援ということ

ですが、これは、今、日本社会で女性を取り巻く一番大きな問題です。片や、女性に活躍してほしいと言いながら、貧困女性が置き去りにされているというのが今の社会の現状です。政府がここを底上げしようとしているところは評価しますが、どのくらいの本気度があるのかというのは疑いの目を持っています。

つい先ごろ、瀬戸内寂聴さんと村木元厚生労働事務次官がNPO法人を立ち上げるというニュースが流れています。民間の人々ですらそういうことをやろうとしているのですから、国としては、貧困の女性に具体的に手を差し伸べるといことが非常に求められていると思いますので、活躍推進とセットでこれをきちんとやってほしいと考えています。

ほかにご意見はありますか。

○**高山副会長** 質問ですが、体系図比較表の右側の基本方向2の男女平等の視点に立った教育・学習の充実ということで、「(仮称)」と書いてあって、(1)が学校、(2)が家庭、(3)が社会、それぞれ行きますと、男女平等教育・学習の充実、その後に仮称となっています。これを教育と学習に分けたのは意味があるでしょうか。

また、順番について、学校、家庭、社会となっていますが、A4判の資料を見ると、家庭、学校、社会となっていて、男女平等の推進というもとの書き方に準拠した形になっています。これは何か理由があるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○**事務局** 記述の不整合は、ミスです。どちらがいかについては、これはあくまでも仮称で書いていますので、今後、審議会でご議論いただく中で決まっていくと思っています。

○**広瀬会長** これは、家庭と学校と社会の何を最初に置くべきかについては、大事に議論しなければいけない点かと思っています。これは、具体的な文面が出てきてから我々が意見を言う機会があるということです。

ほかにかがででしょうか。

○**森崎委員** 先ほどのハードルの低い相談場所ということに関連しますが、A3判の体系図の中で、相談業務の充実が削除になっていて、各項目ごとに記載となっています。これは、よろず相談所のようなものがハードルの低いところなのではないかと思っています。私はこの相談に行きたいからこの窓口ということではなくて、いろいろなことが関連してくると思うので、線引きのないよろず相談所のような窓口が必要とだというのが先ほどの意見だったのです。ですから、削除されるのはつらいなと思いました。

○**広瀬会長** という意見が出てきましたが、どうでしょうか。

○**事務局** 現行計画では、最後にまとめて書いていました。それぞれの項目の中にも相談に関することが全て入っていました。最後にまとめて書くことをわざわざする必要はないのではないかと考えて、事務局として最後は削除しています。ただ、審議会でご議論いただく中で、最後はまとめたほうが良いということになれば、復活することもあり得るのではないかと考えます。

よろず相談につきましては、私どもも現行計画の中でどのように書かれているか、次期計画でどのような書きぶりになるのか、まだきちんと整理しておりませんので、ご議論の中で事務局としても整理していきたいと思っています。

○**広瀬会長** それでは、次の審議会のときにご意見を出していただきたいと思います。

ほかにかがででしょうか。

○**伴辺委員** 先ほどの家庭か、学校かという順番のところは、私もそのように思いました。

また、学校生活における男女平等参画の教育の推進というところでは、進学率などの数字が出ていると思います。私たちは、この前、教育長と語る会を開催しました。そこで、苫小牧独自の副読本で教育できないかをお願いしたら、それは出来ないと言われましたが、他の方法を教えて

いただきました。男女平等参画については、小学校では道徳で対応しているということから、本当に触れられているのはわずかなのです。そういうところも、どのように充実していけるのか、ただ進学率だけではないと思うのです。道徳だけではなく、きちんとした教育ができていないのではないかと考えているのです。字面では教育、教育と書いていますが、どのようにやっていくのか、私たちも含め言っていかなければならないと考えています。

私どもは、市長と語る会で、もう一歩、前進していこうと考えています。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

今の点については、私も学校教育の担い手が男女平等というセンスを身につけていないと、とんでもないことを言う先生がいたりするわけです。ですから、教員の研修をやってほしいと思うのです。私は大学にいますが、大学でも同じで、男女差別主義者は山のようにいまして、それを公言してはばからない先生もいるわけです。担い手の問題というのは、子どもにダイレクトに影響しますから、そのあたりは何か考えられないかという意見を持っております。

ほかにいかがでしょうか。

○**佐々木委員** 貧困など生活上の困難に直面している女性等への「等」というのはどういう方を想定しているのか、お聞かせください。

○**事務局** 国の第4次男女共同基本計画の中でも女性等と使っています。貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心してとあります。性同一障がいのような多様な性の考え方などがありまして、女性が中心となっているのですが、女性ということだけではなくて、いろいろなことで困難な状況に直面している方がいるということで、国は「等」を使っておりますので、それに準じた形をとらせていただいております。

○**広瀬会長** 国の第4次計画には、確かにそう書いてありますね。これは、貧困、高齢、障がい等によりと書いてあればわかるのですが、貧困などとやられてしまうと、女性等は何を指すのか、ちょっと不明瞭な点があると思います。

そろそろ時間が押してきましたが、ほかご意見はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** それでは、以上で意見交換を終わらせていただきます。

今いただいたご意見を踏まえまして事務局と調整してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、審議事項③に入りたいと思います。

専門部会の設置について、事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局**

資料8にてご説明させていただきたいと思いますので、ごらんください。

今回、専門部会については、北海道男女平等参画チャレンジ賞受賞者選考のためのものです。

1にありますように、北海道男女平等参画チャレンジ賞は、社会のあらゆる分野で個性と能力を生かしてチャレンジしている個人や団体等を顕彰し、男女平等参画社会づくりに貢献する身近なモデルを広く示すことで、同じように活躍する方をふやして、社会機運を高めるために平成16年から実施しているものです。

この賞に係る選考については、資料の点線部の条例と要綱にあるとおり、北海道男女平等参画審議会の専門部会で行うこととなっておりますので、専門部会を設置の上、選考をお願いしたいと考えております。

また、2にあるように、賞の目的は、先ほど述べたとおりのものでございますから、あらゆる分野での活躍をバランスよく評価いただけるように、専門的、多角的なご意見をいただきますように、専門部会の構成をバランスよくお願いしたいと考えております。

今年度は5個人と2団体の合計7件の応募がございました。この中から2件の受賞者を選考していただきます。参考に、最終ページに昨年度のチャレンジ賞受賞者の2名を添付させていただきましたので、後ほどごらんください。

今後のスケジュールについては、最初の資料に戻っていただいて、4をごらんください。

本日の審議会にて専門部会を設置いただきまして、第1回の専門部会は11月上旬から中旬に、皆様のご予定をお伺いしまして専門部会を開催したいと考えております。

専門部会開催前に部会委員の皆様方に資料をお渡しいたします。あらかじめご採点いただきまして、私に取りまとめさせていただいたものを専門部会の当日にご確認いただき、最終候補者を決定いただきます。その後、知事に報告し、予定ではございますが、12月中旬から1月下旬に、知事出席のもとに贈呈式を開催する予定でございます。

最後になりますけれども、この専門部会については、受賞者候補者のプライバシーに配慮いたしまして、非公開となりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○**広瀬会長** ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** ないようでしたら、専門部会委員の構成について、事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局** 専門部会の部会長及び構成委員につきましては、北海道男女平等参画推進条例第30条により、会長が指名することとなっておりますので、会長から指名をお願いいたします。

委員の構成人数については、5名でお願いしたいと考えております。

○**広瀬会長** わかりました。

それでは、専門部会の部会長と委員を私から指名させていただきます。

選考に当たりましては、事務局とも相談させていただいて、各委員の専門分野が偏らないこと、男女のバランスがとれていること、開催日程が調整しやすいように道央圏の委員を優先して考えさせていただきました。

それでは、指名させていただきます。

部会長は高山副会長をお願いいたします。

委員には、伴辺委員、山田委員、本日ご欠席の木村委員と武田委員を指名したいと思います。

専門部会長と委員の5名について、皆様、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** ありがとうございます。

承認されたということで、委員の方にはよろしくをお願いいたします。

なお、専門部会で行われた審議内容については、本審議会の意見として知事へ報告させていただくことになっております。

それでは、次の議題に入ります。

その他として、委員の皆様から何がございますでしょうか。

事務局から何かございますか。

○**事務局** 次回の審議会の日程ですが、今のところ、12月19日の月曜日、13時30分から15時30分の時間を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○**広瀬会長** それでは、以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。どうもありがとうございます

いました。

3. 閉 会

○三角女性支援室長 広瀬会長、高山副会長、委員の皆様、長時間にわたるご審議をありがとうございました。

これもちまして、平成28年度第2回北海道男女平等参画審議会を終了いたします。

本日は、ご出席をいただき、まことにありがとうございました。

また、先ほど事務局から申し上げましたが、次回の審議会につきましては、12月19日月曜日の13時30分から15時30分の開催を予定しております。後ほど、またご案内申し上げます。

お帰り際には、足元が大変悪くなってきていると思いますので、十分お気をつけてお帰りください。

本日は、大変お疲れさまでした。

以 上